

航空機燃料買入仕様書

- 1 件 名 航空タービン燃料油（１号 J E T A－１）買入（函館基地地下タンク） 予定数量 １９０ＫＬ
- 2 目 的 本物品は、第一管区海上保安本部が海上保安業務を遂行する航空機に供給する航空燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、第一管区海上保安本部が海上保安庁の航空機に供給する航空燃料について規定する。
- 4 品 目 航空タービン燃料油（１号）
- 5 規 格 J e t A－１：石油連盟の発行する共同利用貯油施設向け統一規格の最新版に適合したもの又は海上保安庁燃料油類規格に適合するもの。
- 6 予定数量 予定数量 １９０ ＫＬ
- 7 納入場所 函館航空基地の地下タンク内
- 8 搭載方法 指定する地下タンクに直接納入する。
- 9 契約期間 令和８年４月１日 から 令和９年３月３１日 まで
- 10 納入期限 官の指定した日（その都度通知する。）
- 11 そ の 他
 - (1) 上記６の数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
 - (2) 本契約は単価契約とし、１リットルあたりの単価として取り扱う。
なお、契約単価については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
 - (3) 燃料搭載に際しては関係法令等を遵守し、所轄消防署への危険物取扱に関する申請が必要な場合は、受注者が行うこととする。
また、申請に係る手数料が発生した場合は、毎月末とりまとめのうえ、燃料油の請求とは、それぞれ別段として請求すること。
 - (4) 燃料油搭載に際しては、当庁係官等の指示に従い、必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
 - (5) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所を指定し、発注があった場合はこれに応じること。
 - (6) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
 - (7) 本調達案件について、知り得た当庁の業務上の秘密を、第三者に漏えい、または利用してはならない。
 - (8) 契約履行に当たり疑義が生じた場合及び仕様書に明記されていない事項について、納入する航空機から要求を受けた場合には、第一管区海上保安本部補給課へ報告し、その指示に従うこと。
 - (9) 燃料油価格激変緩和補助金が支給されている間は、支給された金額を毎月の請求金額と相殺し請求を行うこと。上記によりがたい場合は、別途通知する納入告知書により支払うこと。
 - (10) 支払いについては、一ヶ月毎の支払いとする。
 - (11) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。